

青森県教育委員会第283回臨時会会議録

期 日 平成21年3月18日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第2号 産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則案
- 議案第3号 技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第4号 青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則案
- 議案第5号 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則案

平成21年3月18日(水)

- ・開会 午後3時30分
- ・閉会 午後3時55分
- ・出席者の氏名
川村恒儀、鈴木秀和、福島哲男、高橋幸江、(教育長)田村充治
- ・説明のために出席した者の職
橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員
鈴木委員、高橋委員
- ・書記
相坂 譲、白戸克幸

会 議

報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 新岡教育政策課長)

県議会第257回定例会に提出された「平成20年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして、処理したものである。

今回の補正予算の歳出予算額については、22億8,481万5千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,459億5,058万1千円となり、一般会計予算総額の20.4パーセントを占めることになる。

計上した歳出予算の主なものについて説明する。まず、職員の給与関係費について、年間過不足額の精査を行い、14億3,318万9千円を減額した。また、人件費以外では、学校建設費において、青森工業高等学校校舎移転改築に要する経費等の精査により、3億3,995万6千円を減額している。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問、意見はあるか。

なければ、ただ今の報告は了解した。

議案第1号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

(事務局説明 尾崎参事職員福利課長)

この度の改正は、全国高等学校総合体育大会について、同大会の準備組織が準備委員会から実行委員会に移行することを受け、スポーツ健康課に設置している準備室を「全国高校総体推進室」に変更することである。

また、今年度発生した県立学校における財務事務に関する不祥事を踏まえ、学校財務事務の所管課を明確にし、より充実した対応をしていく必要があるため、学校財務事務に関する事項を学校施設課の所掌事務として規定することである。

さらに、知事部局と同様に、グループ制におけるチェック機能の強化を目的に、「グループマネージャー」及び「サブマネージャー」の職を新たに設置し、これらの職の設置に伴い、現行の「グループリーダー」、「サブリーダー」の職を廃止することである。

この他、統計法の一部改正などに伴う所要の整備を行うものである。

この規則は、平成21年4月1日から施行するものである。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(高橋委員)

グループマネージャー、サブマネージャーを設けるとのことだが、呼び名を変えるだけでは実効性が上がらないと思う。どのようにしてチェック機能の強化を図るのか。

(尾崎参事職員福利課長)

先般、農林水産部の品種登録取り消しという問題を受け、県民に信頼される業務執行体制を構築するため、知事部局と同様、現行のグループ制を見直し、課長代理の配置を基本としたチェック体制を構築するものである。具体的には、現行のグループリーダーは、班長級以上の職員がグループの一員として担当業務を担いながらグループの総括的業務を担っていたが、この4月からは「グループマネージャー」は1段階格上げし、課長補佐級以上の職員に兼務させ、基本的には担当業務を持たずにグループの総括的業務に専念させることとしている。また、現行のサブリーダーは、主査級以上の職員がグループの一員として担当業務を担いながらグループリーダーの補助的業務に従事していたが、この4月からは「サブマネージャー」は、担う業務はサブリーダーと同様であるが、1段階格上げした班長級以上の職員がグループの一定の管理業務を担うこととしている。このように、グループマネージャー、サブマネージャーは管理職としての位置づけをより明確にすることにより、比較的若い段階から管理職として必要な経験を積ませるなど、それぞれが役割を十分に果たし、チェック体制として十分に機能するよう努めて参りたいと考えている。

(川村委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(川村委員長)

それでは、議案第1号は、原案どおり決定する。

議案第2号 産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則案

(事務局説明 尾崎参事職員福利課長)

この規則案は、職員の給与について、社会経済情勢や勤務環境の変化等を踏まえ、その内容及び水準を総点検し、抜本的な見直しを実施すること等に伴い、今定例県議会に提出されている「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の内容を踏ま

え、所要の改正を行うものである。

その内容は、

- 1 産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給額を、給料月額^の10%の定率支給から月額12,600円の定額支給とすること。
- 2 産業教育手当と定時制通信教育手当を併せて支給することを禁止することとし、定時制通信教育手当を受給する者には、産業教育手当を支給しないこととすること。
- 3 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員の月額について、勤務時間数に応じた支給額とすること。

となっている。

改正後の規則については、平成21年4月1日から施行することとしている。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(福島委員)

産業教育手当、定時制通信教育手当を定率から定額にするのは何故か。

(尾崎参事職員福利課長)

産業教育手当は高等学校における農業、水産、工業等の産業教育の振興を図ることを目的に、また、定時制通信教育手当は高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的として支給される手当である。これらの手当については、産業教育手当は昭和32年に、定時制通信教育手当は昭和28年にそれぞれ制定された法律をもとに支給されており、その支給額は10%と規定されていた。その後、平成16年の改正により、それまで法律で支給されていたものを、支給内容については県で定めることとされたところである。

県では、諸手当の見直しにあたり、行財政改革等を踏まえ、県全体で支給内容及び支給水準を総点検し、抜本的な見直しをした結果、これらの手当については、担当する教員の勤務ないし勤務の複雑困難等に着目して措置されているものであり、特殊性の度合いが給料に連動するものではないことから、定率による支給を改め、定額とすることとしたものである。

(川村委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(川村委員長)

それでは、議案第2号は、原案どおり決定する。

議案第3号 技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則案

(事務局説明 尾崎参事職員福利課長)

技能労務職員等の給与については、この規則において、知事部局の「技能職員等の給与に関する規程」の例によるとされている。

今回提案した規則案は、技能職員等の給与について、より県民の理解と納得が得られるよう給与水準を総点検し、見直しを行ったことにより、根拠となる知事部局の規程が改正されることから、これに伴い所要の改正を行うものである。

その内容は、

- 1 給料の調整額の廃止に伴い、特別支援学校に勤務する技能職員等に適用されている調整数の規定を削除すること。
- 2 県立高等学校の技能職員等に支給されている夜間定時制勤務手当の廃止に伴い、規定を削除すること。
- 3 実習船の乗組職員に対して、漁獲高に応じて支給してきた漁ろう手当が廃止となり、特殊勤務手当として漁業実習指導手当を新設することに伴い、当該手当に関する規定とすること。

となっている。

改正後の規則は、平成21年4月1日から施行することとしている。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

なければ、議案第3号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(川村委員長)

それでは、議案第3号は、原案どおり決定する。

議案第4号 青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則案

(事務局説明 白石教職員課長)

この度の改正は、教育職員免許法の一部改正により、平成21年4月1日から教員免許更新制が実施されることに伴い、免許状の有効期間の更新等の申請手続きを定めるなど、青森県教育職員免許状に関する規則等の所要の整備を行うものである。

教員免許更新制についてその概要を説明すると、

その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけることを目的としていること。

平成21年4月1日以降に授与される教員免許状に10年間の有効期間が付されること。

有効期限前の2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となる

こと。

平成21年3月31日以前に授与された教員免許状には、引き続き有効期間の定めはないものの、現職教員が修了確認期限までに免許状更新講習の修了確認を受けなかった場合には、免許状はその効力を失うこととなること。

である。

今回の主な改正点であるが、第1条県教育委員会の役割が、これまでの「授与権者」に加え、「免許管理者」の役割が加わるということで、これまでは県教育委員会を「授与権者」と定義していたものを「教育委員会」と改正した。また、第5章として、新たに、第20条では更新の申請、第21条では延長の申請、第22条では修了確認の申請等の手続きについて規定した。

施行期日については、平成21年4月1日である。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(高橋委員)

免許状の更新講習は、私立学校の先生も対象となるのか。また、講習の対象となる先生は本県で何人位になるのか。

(白石教職員課長)

免許状更新講習の対象は、公立私立を問わず、主に現職の教員となっている。従って私立の幼稚園の教員、私立の高等学校の教員なども対象になる。平成21年度に受講対象となる現職教員の数は、私どもの調査の段階では1,088名、うち公立が1,005名、私立が83名となっている。

(川村委員長)

ほかに、何か質問・意見はあるか。

なければ、議案第4号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(川村委員長)

それでは、議案第4号は、原案どおり決定する。

議案第5号 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則案

(事務局説明 白石教職員課長)

文部科学省の免許状更新講習規則というのがあり、その中で、現職教員等について免許状更新講習を受講できる者等としているが、県教育委員会などにおいて学校教育

等の指導等に関する事務に従事している、いわゆる指導主事等の職員の取扱いについては、免許管理者である都道府県教育委員会が定めることとされている。このため、免許状更新講習の受講対象者等に関し必要な事項を定めることとし、新たに規則を制定するものである。

本規則案であるが、第1条では規則の趣旨を規定し、第2条から第4条では現職教員以外の者で免許状更新講習を受講できる者、免許状更新講習の修了確認を受ける義務を課される者、免許状更新講習の受講を免除できる者について、それぞれ規定している。また、第5条では免許状更新講習の受講を免除できる表彰などについて規定するものである。

施行期日については、平成21年4月1日である。

(高橋委員)

この免許状更新講習は、どこで行われるのか。

(白石教職員課長)

免許状更新講習については、教員免許を発行している大学が開設するもので、今のところ平成21年度に開設される地域は、青森市、弘前市、八戸市、むつ市の4市で予定されている。青森市で開設を予定しているのは、弘前大学、青森大学、青森中央学院大学、青森中央短期大学、青森明の星短期大学。弘前市では弘前大学。八戸市では八戸大学、八戸短期大学、八戸工業大学。むつ市では弘前大学が開設を予定している。それから、このほかにも全国で、放送大学が通信・インターネットによる更新講習を開設する予定となっている。

(川村委員長)

ほかに質問、意見はないか。

(鈴木委員)

受講のほかに、テストなども課せられるのか。

(白石教職員課長)

講習を受けると、それが身についているのかどうかを確認しなければいけないということになっており、試験のような形で確認をするということになる。

(川村委員長)

ほかに質問、意見はないか。

なければ、議案第5号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(川村委員長)

それでは、議案第5号は、原案どおり決定する。